

・財政援助団体等監査 ・指定管理者監査 結果報告(令和元年度)

令和元年度の「市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査」、「公の施設の管理に関する指定管理者監査」を実施しました。その結果を、令和2年1月29日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 渡部 満
同 伊藤 彦太郎
同 国分 純

問合せ 監査委員事務局監査グループ (☎84-5051)

財政援助団体等監査

<監査実施日>

令和元年11月19日、25日

<監査対象期間>

平成30年4月1日～平成31年3月31日

<監査対象>

対象団体	所管課
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部地域福祉課
亀山市土地開発公社	産業建設部用地管理課
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	生活文化部文化スポーツ課
亀山市納涼大会実行委員会	生活文化部地域観光課

<監査方針>

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

<監査結果>

おおむね適正に処理されていた。

<意見>

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

- 保守点検業務委託について、点検結果の措置状況一覧表を作成し、適正に管理されたい。

【亀山市納涼大会実行委員会】

- 契約にかかる事務処理について、一部不備が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

指定管理者監査

<監査実施日>

令和元年11月26日、27日

<監査対象期間>

平成30年度、令和元年度(4月1日～9月30日)

<監査対象>

対象団体(施設)	所管課
関北部地区まちづくり協議会 (亀山市関町北部ふれあい交流センター)	生活文化部 まちづくり協働課
関南部地区まちづくり協議会 (関南部地区コミュニティセンター)	
井田川小学校区学童保育所 くれよんクラブ運営委員会 (井田川小学校区第二放課後児童クラブ)	健康福祉部 子ども未来課
株式会社安全 (道の駅関宿地域振興観光施設)	生活文化部 地域観光課

<監査方針>

管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

<監査結果>

おおむね適正に処理されていた。

<指摘事項>

【所管課:生活文化部まちづくり協働課】

- 基本協定第23条では、甲(市)の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙(指定管理者)の費用で、備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、日頃から意思疎通を図り、対処されたい。

【所管課:健康福祉部子ども未来課】

- 基本協定第23条では、甲(市)の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙(指定管理者)の費用で、備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、日頃から意思疎通を図り、対処されたい。

<意見>

【所管課:生活文化部まちづくり協働課】

- 基本協定第25条で規定されている事業報告書について、内容を精査し、事業実施状況が確認できるものとなるよう検討されたい。
- 亀山市関町北部ふれあい交流センターにおいて、数力所雨漏りが見受けられた。早急に屋根を修繕されたい。

【所管課:健康福祉部子ども未来課】

- 指定管理料の支払いが、平成30年度は5月24日であった。年度初めに支払いできるように、事務処理方法を検討されたい。
- 利用者アンケートについて、基本協定第48条第2項で、「乙(指定管理者)は、アンケート調査の結果を集計して、…甲(市)に提出するものとする」としているが、提出されていない。協定事項を順守し、適正に処理するよう指導されたい。

【所管課:生活文化部地域観光課】

- 基本協定第46条では、乙(指定管理者)は、本業務の実施状況についてのアンケート調査を実施し、その結果を甲(市)に提出することとしているが、実施されていない。アンケートの内容や方法を検討の上、調査を実施し、その結果を報告するよう指導されたい。